

令和元年5月改訂版

美容師実技試験第2課題
オールウェーブセッティング
審査マニュアル

美容師実技試験部会

審査マニュアルの考え方について

第1 審査の基本的な考え方

1 採点方式

美容の基礎的技術であるオールウェーブセッティング技術について、受験者の習熟度を、作品の仕上がり状態で判定します。

具体的には、作業を行う前に使用する用具類等の規格適合状況を審査し、作業終了後には作品の完成度を観察し、基礎的技術の評価基準に応じてその良否を「○」又は「×」で評価します。

2 判定基準

審査をする上で最も重要なことは、受験者が基礎的技術をいかに身に付け習熟しているかを、作品の完成度から見極めることです。

養成課程修了者として備えるべき美容の基礎的技術が十分に習熟されている場合は、マークシートの○の欄に、達していない場合はマークシートの×の欄にそれぞれマークすることとします。

第2 審査マニュアル

審査事項ごとの審査のポイント及び×の対象は次のとおりです。

第1部 準備時間前の審査

審査番号1 モデルウィッグに対する禁止事項の有無

- 【審査のポイント】 ☆ モデルウィッグに対する禁止事項の有無を審査する。
- 【×の対象】 ● 作業の目安となるもしくはそのおそれのある植毛、脱毛、染毛、毛髪の切断等の加工又はマーキングがされている。
- 【留意事項】 ○ 毛髪の長さや毛量の調整、パーマメント及び染毛の薬液処理並びに水又はローションの塗布は事前処理として認めている。
○ モデルウィッグに課題作成をした痕跡が明らかに残っている場合は、マーキングとみなす。

第2部 準備時間中の審査

審査番号2 オールウェーブセッティング技術用用具類の有無及び規格

- 【審査のポイント】 ☆ 第2課題オールウェーブセッティング技術で使用する全ての用具類（衛生用具類を除く）の品目、数量及び規格適合状況を審査する。
- 【×の対象】 次のいずれかに該当する場合
- オールウェーブセッティング技術で使用する用具類の品目又は数量が不足している。
 - オールウェーブセッティング技術で使用する用具類の規格に適合していない用具類が机上に出ている。
 - オールウェーブセッティング技術で使用する用具類として定められていない用具類が机上に出ている。

第3部 作業終了後の審査

審査番号3 作業終了後の処置状況

【審査のポイント】 ☆ 作業終了後の処置状況について審査する。

【×の対象】 3-(1) シングルピン又はダブルピンがモデルウィッグに残っている。

3-(2) モデルウィッグの顔面拭き取りが不十分で、顔面又は首に毛髪、ローション又は水が付着している。

審査番号4 仕上がり状態

【審査のポイント】 ☆ 未完成部分の有無を審査する。

【×の対象】 次のいずれかに該当する場合

- オールウェーブ7段構成の一部が完成していない。
- いずれかのピンカールにピンが使用されていない。

【留意事項】 ○ メイポールカールにクロスピンングがされていない場合は、「審査番号9 ピンング」の項目で審査する。

審査番号5 技術の条件の適合状況

【審査のポイント】 ☆ 技術の条件の適合状況を審査する。

【×の対象】 次のいずれかに該当する場合

- ノーパート7段構成でない
- 指定されたピンカールが指定された箇所に巻き収められていない。

【留意事項】 ○ 左右交互に巻き収めなければならない連続したピンカールが同方向に巻かれている場合は、同方向のピンカールを合わせて1段と

する。

- 「● 指定されたピンカールが指定された箇所に巻き収められていない。」とは、スカルプチュアカールを巻き収める箇所にリフトカールを巻くなど、技術の条件と異なるピンカールが巻き収められている場合を言う。

審査番号6 全体のバランス

【審査のポイント】 ☆ オールウェーブ7段構成のバランスを審査する。

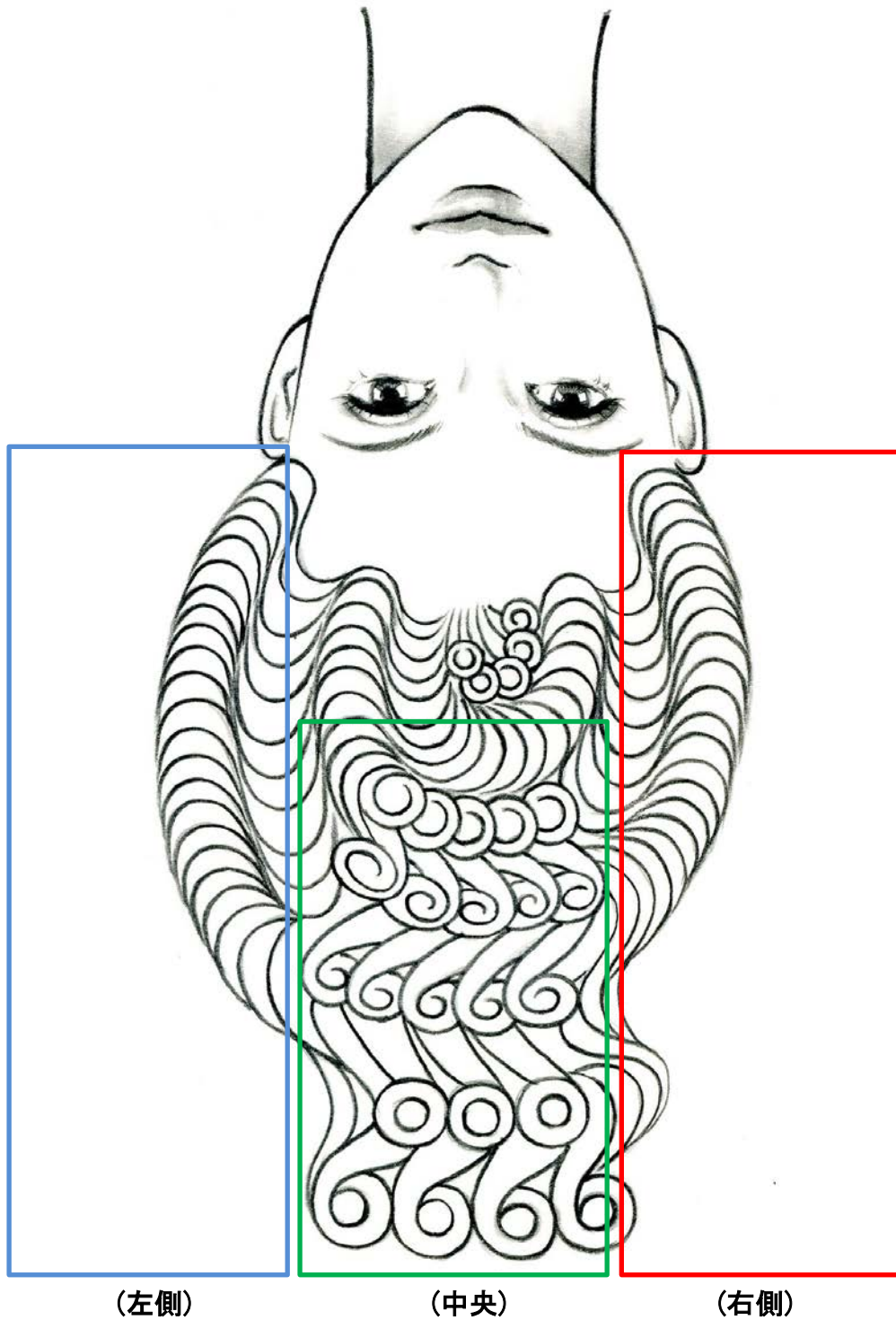
【×の対象】 次のいずれかに該当する場合

- ウェーブ構成が左右いずれかで頭部の縦1/3になっていない。
- 1段目から7段目までのハーフウェーブの幅のバランスが悪い。
- 耳上部のフィンガーウェーブが耳にかかっている。
- ウェーブ1段目のスカルプチュアカールの個数が4個以下又は7個以上で作られている。

【留意事項】 ○ ハーフウェーブの幅とは、フィンガーウェーブの幅をいい、フィンガーウェーブ1段ごとの幅のバランスを審査する。

【頭部の縦3等分の図解】

ウェーブ1段を概ね3等分し、それぞれ左側、中央、右側とする。このうち、中央1/3は、3段目からネープまでの範囲とする。



審査番号7 フィンガーウェーブ構成

【審査のポイント】 ☆ フィンガーウェーブの良否を審査する。

【×の対象】 7-1) フィンガーウェーブの状態

次のいずれかに該当する場合

- ハーフウェーブが半円周になっていない。
- フィンガーウェーブに割れや重なりがある。
- フィンガーウェーブとピンカールのつながりが割れている。

7-2) リッジが割れている、流れている、つまんで作られている。

【留意事項】 ○ 7-1)は、ハーフウェーブ1段毎に審査する。

審査番号8 ピンカール構成

【審査のポイント】 ☆ ピンカールの良否を審査する。

【×の対象】 8-1) ループの状態

次のいずれかに該当する場合

- ループの大きさがウェーブ幅の2/3になっていないピンカールが全体の半数以上ある。
- ループが浮いている、壊れている又はループから毛先が出ている。

8-2) リフトカールの状態

次のいずれかに該当する場合

- ステムがねじれている又は割れている。
- ステムが地肌から45度の角度で立ち上がるように巻き収められていない。
- ループがスライス線よりループの直径の1/2以上落ちている。

8-3) カールスペースが広すぎる又は狭すぎる。

【留意事項】 ○ 8-1)は、リフトカールも含むこと。

○ 8-3)のカールスペースは、ピンカール1列毎に審査する。

審査番号9 ピニング

【審査のポイント】 ☆ ピニングの良否を審査する。

【×の対象】 次のいずれかに該当する場合

- ピンカールのピンニングがボビーピン1本でない。
- メイポールカールのピンニングがボビーピン1本とオニピン1本とのクロスピンニングでない。
- 同一列で同方向にピンニングされていない。

【留意事項】 ○ ピニングは上下どちらからでも構わないが、1列毎に統一していること。

○ メイポールカールのクロスピンニングは、ピン同士が交わっていればよいものとする。

○ クロッキノールカールのピンニングは、両面打ち、片面打ちのどちらでもよい。